

水道料金の減免について

小城市水道事業では、不可抗力による漏水での使用者の負担を軽減するため、水道料金の減額または免除をしています。

【減免の対象となる漏水】

水道料金の減免の対象となる漏水は、漏水発見後速やかに指定給水装置工事事業者により修理を行ったもので、以下のいずれかに該当するもの

- 地下、床下、壁の中等、視認できない給水装置からの漏水で発見が困難なもの
- 鋼管による露出配管部分であって、保護被覆により発見が困難であると認められるもの
- 水道使用者等の過失によらないもの
- 災害等による特別な事情があると市長が認めたもの

【減免の対象とならない漏水】

- 漏水が明らかであるにもかかわらず、水道使用者等が放置していた場合
- 小城市水道事業の給水装置の構造及び材質の基準に関する規程に定める要件を満たしていない場合
- 無届工事による給水装置部分にかかる漏水の場合
- 目に見える等発見が容易な箇所から漏水していた場合
- 蛇口からの漏水及び太陽熱温水器、トイレのロータンク等の特殊器具を介した場所での漏水
- 給湯配管、旧井戸配管などからの漏水
- 漏水の原因が水道使用者等の責任又は第三者の過失によることが明らかである場合
- 対象となる月の検針水量が推定使用水量を超えない場合

【減免の手続き方法】

漏水箇所・原因が減免の対象だった場合は、「水道料金減免・還付申請書」に必要事項を記入し、小城市水道課までご提出ください。

※申請には工事前、工事後の写真添付が必要です。(A4 用紙へのカラー印刷で結構です。)工事事業者の方に依頼してください。

この申請書は、小城市水道事業指定工事店が修理を行った際に、漏水修理証明書と一緒に発行します。申請後、所定の審査を経て減免の可否及び還付方法を書面で通知いたします。

【どのくらい減額されるか？】

漏水していない月の使用水量の3カ月平均と比べて増加した水量分に相当する超過料金を減額して請求(支払い済みの場合は還付)します。

※減額対象となる水道料金は1か月分のみです。

基本水量(7立方メートル)以下の場合は、減額はありません。